

管理業者との維持管理業務委託の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。

- (2) 使用者に対し、第4条で規定する維持管理に関する要請に協力することが必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (3) 第4条で規定する維持管理に関する要請に協力すること。

(システムに関する書類)

第7条 排水設備等計画確認申請書に併せ、設置者が提出するシステムに関する書類は次のものをいう。

- (1) 建設大臣認定書の写し、又は適合評価書の写し
 - (2) 維持管理計画書（注1）
 - (3) 維持管理業務委託契約書の写し、又は第1号様式（注2）
 - (4) システムの構造、性能を示す仕様書等の資料
 - (5) その他当該システムが建設大臣認定における認定内容又は、基準（案）との適合性を判断するために必要な資料
- 2 前項第3号で様式1を提出した場合、使用者が維持管理業務委託契約書の写しを提出することとする。

（注1）維持管理計画書には、設置者とメーカー、維持管理業者との連絡体制及び保守点検内容等を明記することとする。

（注2）設置者と使用者が異なり、維持管理業務委託契約が出来ない場合は第1号様式を提出する。

第1号様式（第7条第3号）

年 月 日

狭山市長 仲川幸成様

設置者 住所
氏名
電話 印

維持管理業務委託契約について

下記の建築物に設置する〇〇〇〇〇〇システム（大臣認定又は、適合評価を受けたシステム名称）の維持管理業務委託契約については、当該システムの設置者と使用者が異なるため使用者が確定次第、速やかに使用者へ維持管理業者と契約を締結し、維持管理業務委託契約書（写）を提出するよう伝えます。

1. 設置場所

2. 建築物の概要（名称、戸数、階数等）

3. 設置するシステム

名称（システム名称）

認定番号

認定メーカー